

## みやぎ景観アドバイザー設置要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、県民、地域団体、事業者、県及び市町村等が取り組む良好な景観の形成に関する活動及び景観を活かしたまちづくりに関する活動を支援するため、良好な景観の保全、形成及び活用について助言等を行う者をみやぎ景観アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）として登録し、派遣することについて必要な事項を定めるものとする。

(登録)

第2 知事は、景観形成等に関して専門的な知識を有する者をアドバイザーとして登録することができるものとする。

(アドバイザーの公表)

第3 知事は、アドバイザーの氏名、所属及び専門分野等をホームページへの掲載等適当な方法により、公表するものとする。

(アドバイザーの役割)

第4 アドバイザーは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 県民、地域団体及び事業者等が行う良好な景観の形成に関する活動及び景観を活かしたまちづくり活動についての助言等
- (2) 県及び市町村が行う景観形成及び景観を活かしたまちづくりに関する施策の策定並びに事業の実施についての助言等
- (3) 県民、地域団体、事業者、県及び市町村等が行う景観形成活動及び景観を活かしたまちづくり活動に関する講演会、講習会及び視察会等における講師等
- (4) 前各号に掲げるもののほか、県民、地域団体、事業者、県及び市町村等が行う良好な景観の形成に向けた取り組みを支援・普及する活動

(アドバイザーの派遣対象)

第5 アドバイザーは、県民、地域団体、事業者、県及び市町村等が行う景観形成等に関する活動で、次の各号のすべてに該当するものに派遣するものとする。

- (1) 県内において開催されるもの
- (2) 参加者が複数なもの
- (3) 営利を目的としないもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、アドバイザー制度の趣旨に合致するもの

(アドバイザーの派遣)

第6 アドバイザーの派遣を受けようとする者は、みやぎ景観アドバイザー派遣申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による派遣申請があった場合、申請内容を検討の上、アドバイザーの派遣を決定し、その旨をみやぎ景観アドバイザー派遣決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 1回の派遣申請におけるアドバイザーの派遣人数は、原則1名とする。但し、申請者が複数のアドバイザー派遣を希望する場合で知事が必要と認める場合、知事は、複数のアドバイザーの派遣を決定することができる。

4 知事は、第2項の規定によりアドバイザーの派遣を決定したときは、みやぎ景観アドバイザー派遣要請書（様式第3号）により、当該アドバイザーに派遣を要請するものとする。

5 アドバイザーの派遣決定を受けた者は、派遣日時、派遣場所及び助言内容等を当該アドバイザーと調整するものとする。

（実績報告）

第7 アドバイザーの派遣を受けた者は、アドバイザーの派遣終了後速やかに、みやぎ景観アドバイザー派遣実績報告書（様式第4号）を知事に提出するものとする。

（謝金及び費用弁償）

第8 知事は、アドバイザーに対し、予算の範囲内で県規程に基づく謝金及び旅費を支払う。

（庶務）

第9 アドバイザーに関する庶務は、土木部都市計画課で行う。

（その他）

第10 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーの運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成22年5月10日から施行する。

2 みやぎ景観アドバイザー登録事業実施要領（平成19年4月13日施行）は、廃止する。

